

(概要別紙)

本工事は、以下の試行対象工事である。なお、斜線を引いたものは対象外とする。

営繕工事における情報共有システム活用試行工事（発注者指定型）の実施について

本工事は、情報共有システム活用試行工事の対象である。受注者は「熊本市営繕工事情報共有システム活用試行要領（令和6年（2024年）3月1日施行）に基づき、情報共有システムの試行を実施すること。

営繕工事における情報共有システム活用試行工事（受注者希望型）の実施について

本工事は、情報共有システム活用試行工事の対象工事とすることができる。受注者は、試行を実施する場合、熊本市営繕工事情報共有システム活用試行要領（令和6年（2024年）3月1日施行）に基づき、情報共有システムの試行を実施すること。

※発注時は、どちらかに斜線が引かれた形となります。